

(様式第1号)

### 露店営業設備の概要

営業許可については、本票に基づく申告内容を前提としたうえで許可するものであり、内容を変更する場合は、食品衛生法施行規則第71条の規定に基づく変更届出が必要となることがあります。

また、申告内容で衛生状態が確保できていない場合は、設備の改修等を行っていただく必要があります。

営業者氏名	
営業者住所	
基地施設	設備保管場所
	一次加工所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

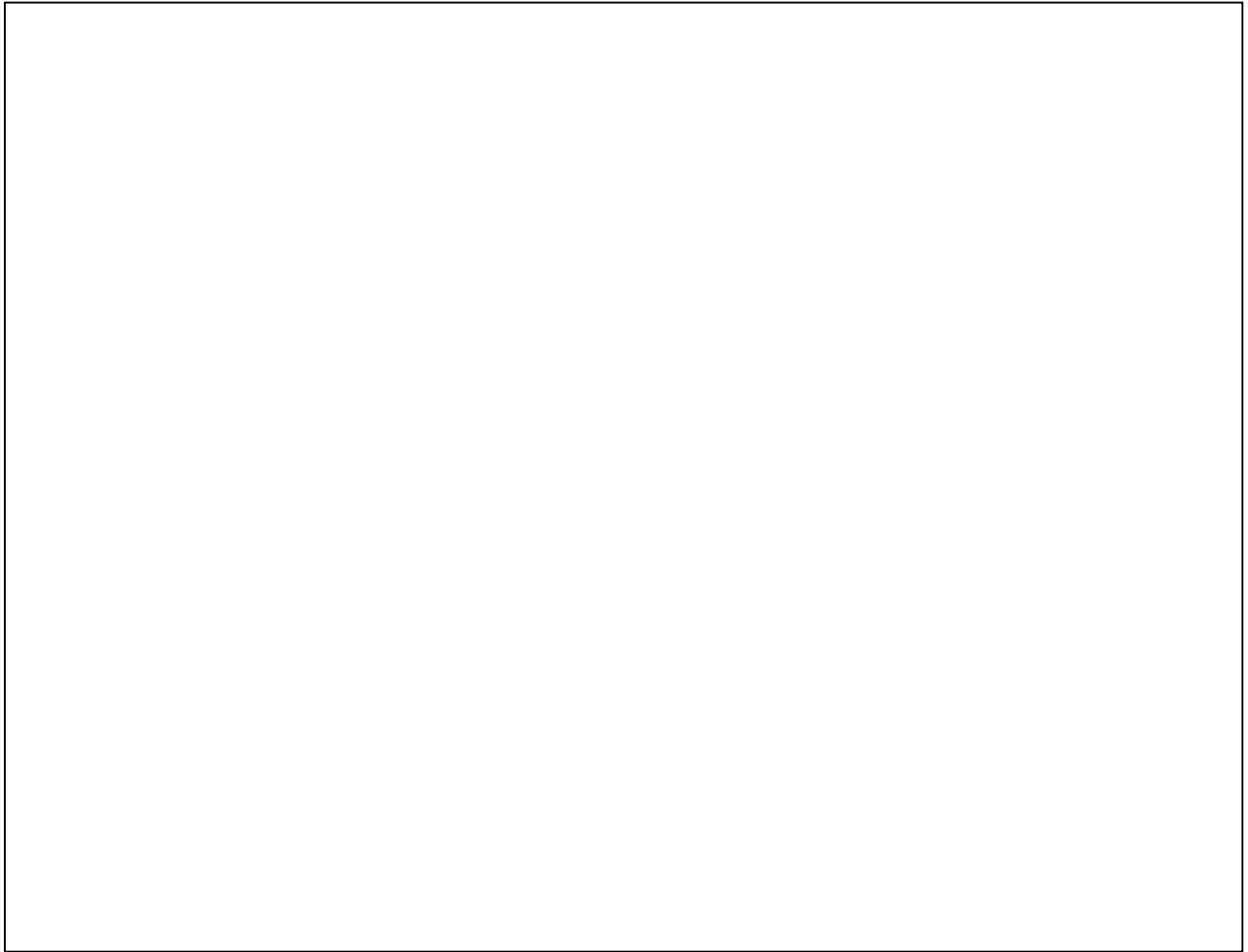
取扱品目 原則直前加熱品	①簡易な調理 ( <input type="checkbox"/> 1品目 <input type="checkbox"/> 複数品目 ) <input type="checkbox"/> 飲料の調製 <input type="checkbox"/> かき氷 *①と②を同時に取り扱うことはできません。
	②加熱品組合せ・米飯 ( <input type="checkbox"/> 1品目 )
業態	組立式 ・ 車付屋台 ・ その他 ( )
手洗い設備	流水受水槽式設備 材質等 ( ) 水栓 (手指再汚染防止構造 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 消毒方法 ( ) <input type="checkbox"/> 洗浄設備と兼用
洗浄設備	流水受水槽式設備 ( 1槽 ・ 2槽以上 ) 材質等 ( ) 消毒方法 ( )
給水設備	L 給水タンク材質 ( )
排水設備	ポリタンク ・ その他 ( )
食品保管設備	プラスチック製食品保管箱 ・ その他 ( ) 米飯を扱う場合 炊飯器・その他 ( ) 保管温度 ℃
食器器具保管設備	プラスチック製食器器具保管箱 ・ その他 ( )
冷凍冷蔵設備	冷凍庫・冷蔵庫・クーラーボックス・その他 ( )
廃棄物容器	ふた付きゴミ箱 ・ その他 ( )
清掃用具	ほうき・ちりとり・その他 ( )
作業着・帽子	専用の作業着 ・ 帽子 ・ マスク ・ その他 ( )
食器	使い捨て食器
屋根・側壁	テント張り ・ 板張り ・ ビニールシート ・ その他 ( )

#### 一次加工所

下記施設において一次加工を行います。	
営業所の名称 (屋号)	業種
所在地	
営業者氏名	

※許可施設の場合は、許可証の写しを添付すること。

- ・ 営業設備の平面図等



- ・ 一次加工所図面（一次加工所が届出営業施設の場合）

